

VII-3 鹿児島市津波避難計画

鹿児島市津波避難計画

鹿児島市

平成 26 年 3 月

令和 4 年 3 月 一部改訂

令和 5 年 3 月 一部改訂

第1章 総 則

- 1 目的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意味

第2章 避難計画

- 1 津波の浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定等
- 2 津波避難計画
(避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難困難地域、避難ビル等)

第3章 初動体制（職員の参集等）

- 1 連絡・参集体制
- 2 配備体制

第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

第5章 津波に関する情報の収集・伝達

- 1 津波に関する情報の収集
- 2 津波に関する情報の伝達

第6章 避難指示の発令

- 1 発令基準
- 2 伝達方法

第7章 津波対策の教育・啓発

第8章 津波避難訓練の実施

第9章 その他の留意点

- 1 観光客、海水浴客、つり客等の避難対策
- 2 要配慮者の避難対策
- 3 自主防災組織の結成・活動の促進

第1章 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が想定される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2、3日のあいだ、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波の浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要なない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難する場合の道路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、生命の安全を確保するために避難の目標とする地点であり、必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。

(9) 避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。

第2章 避難計画

1 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定等

県が作成した津波の浸水想定の結果のうち、本市への影響が大きい「鹿児島湾直下の地震」、

「南海トラフの巨大地震」及び「桜島の海底噴火」による津波を勘案することとするが、「桜島の海底噴火」における桜島島内地域の避難については、火山噴火現象への対応として島外避難を行い、海底噴火事前に避難が完了するよう努めることとする。

津波到達予想時間や想定する津波の高さは下表のとおり

想定	震度	津波到達時間		津波の高さ
		津波の高さ+1m(※)	最大津波	
鹿児島湾直下の地震	7	2分	13分	3.40m
南海トラフの巨大地震	6弱	105分	119分	3.31m
桜島の海底噴火 A(北方沖)		1分	2分	12.80m
桜島の海底噴火 B(東方沖)		1分	2分	12.69m

(※) 気象庁が津波警報を発表する際の水位変化の基準である+1.0m以上の津波が海岸線に到達する時間

2 津波避難計画

避難対象地域における避難計画は次のとおりとし、津波避難ビル等の指定等に応じて適宜見直すこととする。

なお、浸水世帯が10世帯未満の地区については、当該地区を含む自主防災組織等において検討するものとし、市はその支援を行う。

避難対象地域 (浸水世帯・人員)	避難路	避難目標地点	津波避難ビル等
和田塩屋地区 (46世帯 78人)	①市道和田塩屋1号線 → 国道225号	①和田中学校	サンキュー和田店
	②国道225号 → 谷山街道	②谷山支所	—
喜入旧市地区 (65世帯 169人)	国道226号 → 市道高野線	喜入総合運動場	きいれセントラルクリニック
喜入大丸・麓東・まち地区 (61世帯 134人)	市道国道路場線 県道喜入停車場線 県道知覧喜入線	喜入支所裏遊歩道	喜入支所
前之浜川下地区 (31世帯 65人)	市道新田線 → 市道・赤坂線	みどり団地	介護老人保健施設サンシャインきいれ
桜島小池地区 (57世帯 118人)	県道桜島港黒神線 → 市道小池赤水線など	桜島ユースホステル跡地付近の高台等	—
桜島赤生原地区 (36世帯 79人)	県道桜島港黒神線 → 市道赤生原尾立線など	避難路先の高台	—
桜島武地区 (24世帯 48人)	県道桜島港黒神線 → 市道新村長谷線など	桜島保育園	—

※ 津波到達までに十分な時間がない場合には、付近の高台や施設に緊急的に避難するものとする。

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

(1) 配備基準及び組織体制

強い地震の発生や津波警報等が発表されたときは、危機管理指針で規定する危機レベルに対応して初動体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制をとる。

津波災害対策の配備基準及び組織体制は次のとおり

配備基準	組織体制
鹿児島市域で津波注意報が発表されたとき。	災害警戒本部体制
鹿児島市域で津波警報が発表されたとき。	災害警戒本部体制
鹿児島市域で大津波警報が発表されたとき、又は鹿児島市域で津波により重大な被害が発生、もしくは発生するおそれのあるとき。	災害対策本部体制

(参考) 地震及び火山爆発による津波が予想される場合の配備基準及び組織体制

災害	配備基準	組織体制
地震	鹿児島市域で震度4の地震が発生したとき。	情報連絡体制・5部長会議
	鹿児島市域で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき、もしくは震度4以下の地震であっても災害が発生したとき。	災害警戒本部体制
	鹿児島市域で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震であっても大きな災害が発生し、もしくは発生するおそれのあるとき。	災害対策本部体制

(2) 勤務時間外における参集体制（自主登庁）

勤務時間外において自宅等において次の状況となったときは、直ちに自らの判断で登庁するものとする。

本人や家族が被災するなど、直ちに登庁できない場合は、所属長等へその旨を連絡する。

① 災害対策本部の設置が見込まれるとき。

災害対策本部の設置が見込まれるときとは、次に掲げるとおりとする。

[津波] 鹿児島市域で大津波警報が発表されたとき。鹿児島市域で津波により重大な被害が発生し、もしくは発生するおそれのあるとき。

[地震] 鹿児島市域で震度6弱以上の地震が発生したとき。震度5強以下の地震であっても重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれのあるとき。

[火山] 桜島火山の大爆発又は火山活動度レベル4又はレベル5の火山情報が発表されるなど、そのおそれがあり、事態が重大と認められるとき。

※ 注意報・警報等の発表状況、気象状況の変化及び前兆現象等の情報については、災害発生前から最新の注意を払うものとする。

② 災害対策本部が設置されたとき

ア 登庁場所（参集先）

原則、所属する勤務場所に登庁するものとする。

災害の状況により、所属する勤務場所への登庁が困難な場合には、最寄りの市の機関へ登庁するものとする。

イ 登庁報告

登庁した職員は、登庁途上において見聞した被害状況等を直属の上司又は登庁した対策部を統括する者に報告する。

各課においては、その対策部等の職員の登庁状況を防災情報システム（出勤状況の登録）に入力し、各対策部長においては、対策部等の職員の登庁状況及びその対策部等に所属しない者の登庁状況について、総務対策部人事班（人事班が成立していない場合は本部総括班）に定期的に報告する。

2 配備体制

配備は、災害の規模に応じて下表の第1配備から第3配備までに区分し、必要がある場合は、情勢に適応して変更する。

配備区分	配備時期	活動内容	配備基準
第1配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生する恐れのあるときで災害対策本部が設置されたとき。	気象情報等及び災害情報等の収集連絡並びにその他災害応急対策を行う。	災害応急対策を行ふために、災害連絡員のほか必要な要員を配備する。
第2配備	大きな災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。（広範囲にわたり避難所を運営している場合など。）	災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保し、各種災害応急対策を実施する。	各対策部で、災害対応を行うために必要な職員を常時配備する。
第3配備	大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な被害が発生したとき。（災害救助法が適用された場合など。）	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるよう待機体制をとり、災害応急対策を実施する。	全職員を動員する。（半数程度の職員を常時配備する。）

第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員（消防局職員を含む）、消防団員などは、近地津波においては、原因となる地震や海底噴火の発生から短時間のうちに津波が襲来するため、自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等を実施するものとする。

遠地津波においては、津波の来襲まで時間のあるため、正確な情報の収集に努め、自身の安全確保に留意しながら可能な範囲で避難誘導等を実施するものとする。

第5章 津波に関する情報の収集・伝達

1 津波に関する情報の収集

(1) 津波警報等の収集

- ① 鹿児島県沿岸の津波予報区に対して気象庁が発表する津波警報等は、危機管理局危機管理課及び消防局情報管理課において受領する。
- ② 津波警報等は、鹿児島県気象情報自動転送システム、防災情報提供システム、FAX及び電話等で通知される。
- ③ 勤務時間外において津波警報等を受領した情報管理課長は、直ちにその旨、企画財政局管財課長へ伝達するものとする。
- ④ ③により情報管理課長から津波警報等を受けた庁舎管理係長は、直ちに危機管理課長に通知するものとする。
- ⑤ ③及び④により通知を受けた危機管理課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨報告するものとする。

※津波警報等の種類と発表される津波の予想高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	予想される津波の高さ区分	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超	10m<高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m	5m<高さ≤10m		
		5m	3m<高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3m	1m<高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	0.2m<高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

注) 「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言う。

注) 大津波警報を「特別警報」に位置付けている。

(2) 津波の実況等の情報収集

① 海面の監視

消防局は、市域に津波警報等が発表された場合は、次のとおり海面監視等を行う。

区分	海面監視・警戒要領
大津波警報 津波警報	津波警報で発表される津波の高さに応じ、危険が予想される区域に対して直ちに避難を呼びかける。 海面監視は、津波注意報発表時と同様とする。
津波注意報	遊泳者等に対して陸上への避難を呼びかけ、さらに津波により危険が予想される区域に対して注意を呼びかける。 海面監視は、原則、高所監視カメラを活用して行うものとし、必要に応じて、安全な高所から目視により実施する。

②異常現象を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、速やかに市、警察又は海上保安庁のいずれかに通報するものとする。

2 津波に関する情報の伝達

(1) 住民等への伝達方法

- ① 同報系防災行政無線
- ② テレビ、ラジオ、新聞等報道機関
- ③ 安心ネットワーク119メール、緊急速報メール
- ④ 広報車等の呼びかけ
- ⑤ 関係者による直接口頭、又は拡声器
- ⑥ サイレン
- ⑦ インターネット（防災情報システムの災害緊急情報）
- ⑧ インターネット（多言語）による伝達

※ 避難指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

	サイレン		
高齢者等避難	約5秒 ●—	約5秒 ●—	約5秒 ●—
避難指示	休止（約15秒）	休止（約15秒）	約1分 ●— 約1分 ●— 休止（約5秒）

(2) 伝達内容

自主避難の呼び掛け

こちらは、防災鹿児島市役所です。

本日午前（午後）○時○分に、鹿児島県西部に津波注意報が発表されました。

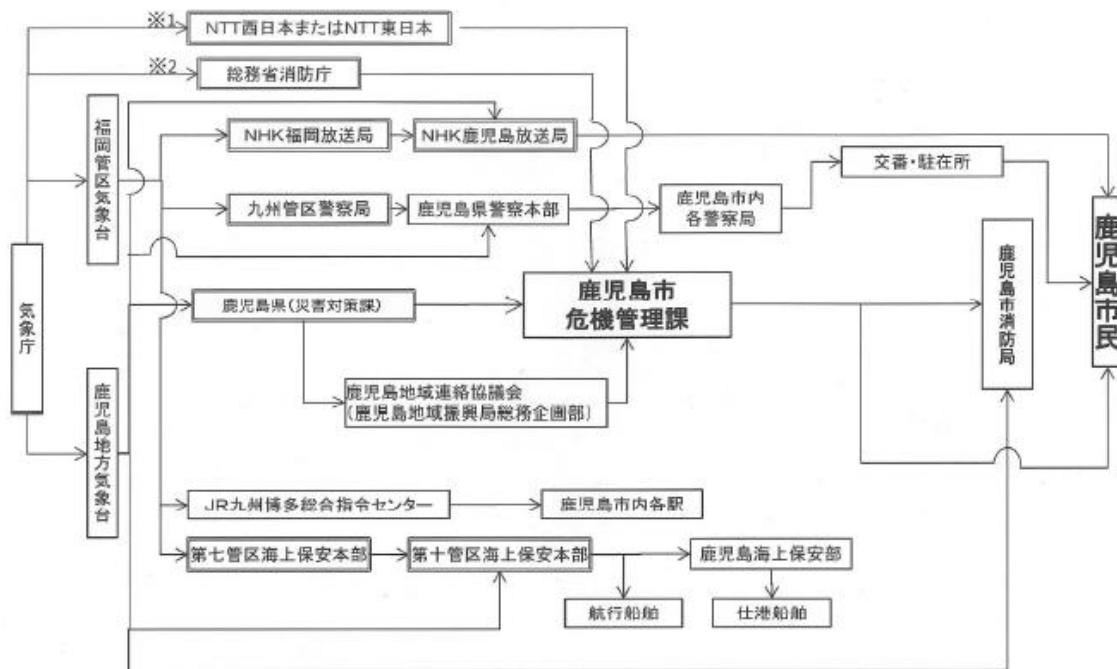
津波の発生が予想されておりますので、海岸付近に近づかないようにしてください。

また、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

今後のお知らせやテレビ・ラジオの最新の報道に注意してください。

(3) 伝達系統

津波に関する情報の伝達系統は次のとおり



※1気象資料伝送システム(オンライン)警報のみ伝達

※2気象資料伝送システム(オンライン)

注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先

注)特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知措置がそれぞれ法律により義務付けられている。

第6章 避難指示の発令

1 発令基準

種別	基準
避 難 指 示	<p>① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合</p> <p>② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けことがきない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p> <p>※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報</p> <p>「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。</p>

2 伝達方法

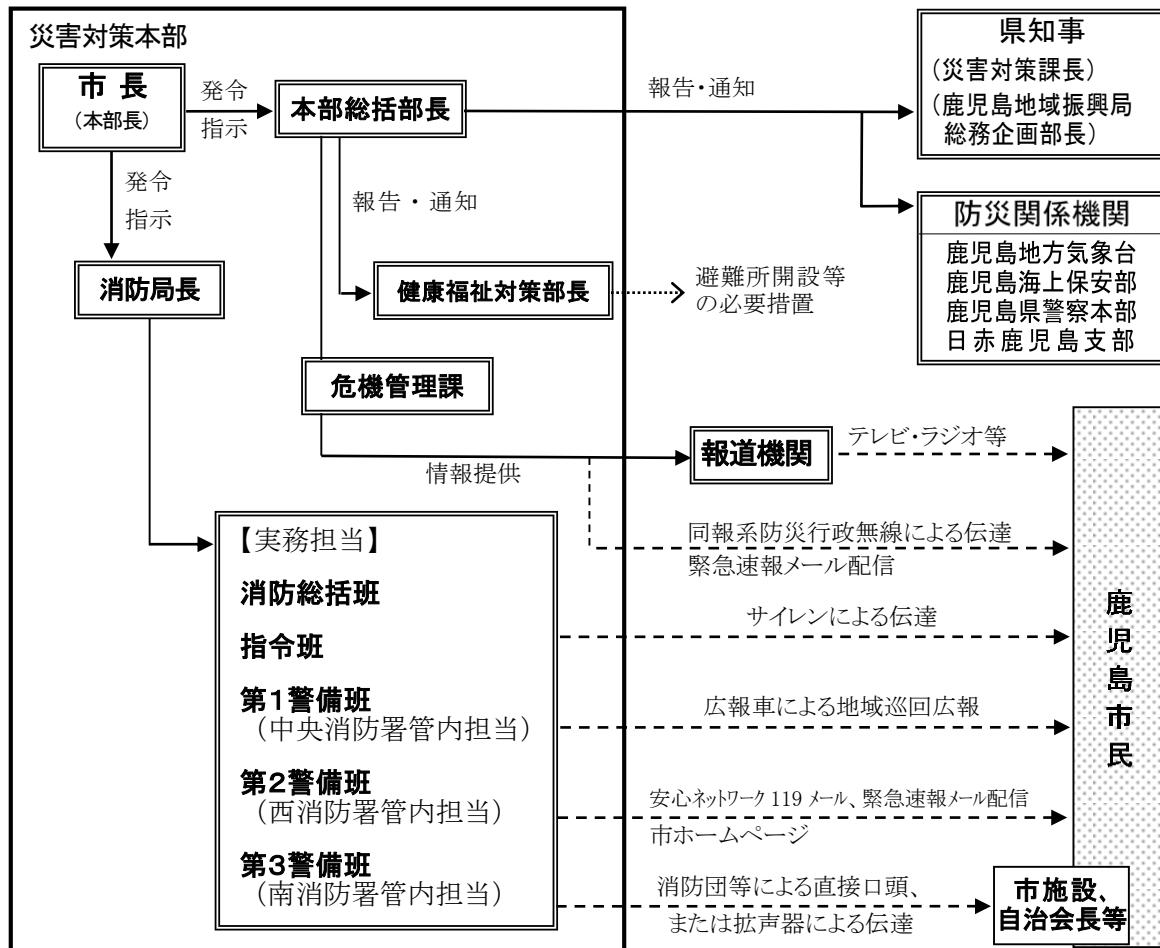
(1) 発令時期、避難指示の発令手順

- ① 避難指示は、迅速に発令することとし、かつ関係者に徹底するような方法で実施するよう努めるものとする。

- ② 避難指示を発令したときは、直ちに知事（災害対策課長、地域振興局総務企画部長）及び防災関係機関等へ通報するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

(2) 伝達経路図

避難指示の発令後の一連の情報伝達の全体の流れは次のとおり



(3) 伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の手段・伝達責任者の確保に努める。

伝達方法は、「2 津波に関する情報の伝達(1) 住民等への伝達方法」のとおりとする。

(4) 伝達内容

避難指示

【大津波警報（又は、津波警報）が発表された場合】

緊急放送、緊急放送、
こちらは、防災鹿児島市役所です。
大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、海岸や河川沿いに避難指示を午前〇〇時〇〇分に発令しました。
直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

【強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】

緊急放送、緊急放送、
こちらは、防災鹿児島市役所です。
強い揺れの地震がありました。
津波が発生する可能性があるため、海岸や河川沿いに避難指示を午前〇〇時〇〇分に発令しました。
直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

【津波注意報が発表された場合】

緊急放送、緊急放送、
こちらは、防災鹿児島市役所です。
津波注意報が発表されたため、海岸や河川沿いに避難指示を午前〇〇時〇〇分に発令しました。
海の中や海岸付近は危険です。
直ちに海岸や河川から離れて高い場所に緊急に避難してください。

第7章 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震（震度4以上）を感じたとき、また弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底するよう啓発に努める。
- 2 津波防災の知識と備えを身につけてもらうため、津波の危険性や津波に関する情報・避難指示等の伝達方法、津波発生時の避難行動などに関するパンフレット、ハザードマップ、広報紙、ホームページ及び防災研修会等を活用して啓発に努める。
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、津波防災の普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの育成に努める。

- 4 気象庁などが作成した津波啓発ビデオ等の啓発資料を用いて津波防災の啓発に努める。

第8章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

第9章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

当該地域に不案内な観光客や海水浴客、釣り客等にあっても、迅速な避難が行えるよう、分かりやすい標識等の設置及び情報伝達手段の確保に努める。

2 要配慮者の避難対策

津波避難において、要配慮者（情報伝達面、行動面、地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、要配慮者として配慮すべき要因に応じて、分かりやすい津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達や避難行動の支援に留意する。

要配慮者として配慮すべき要因	要配慮者の例
情報伝達面	視聴覚障害者、外国人、子ども等
行動面	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児、妊産婦等
地理不案内等の面	観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

3 自主防災組織の結成・活動の促進

津波から身を守るために、周辺住民の応援、あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが大きいことから、町内会・自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動の促進や、これら組織と消防団等との連携促進を図る必要がある。